

第34回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月21日(火曜日)
午前10時(午前9時開場)

開催場所

大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル31F ホワイトホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金
(退職功労金) 贈呈の件

議決権行使期限

2022年6月20日(月曜日)
午後5時45分まで

株式会社エムケイシステム

証券コード:3910



目次

第34回定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	03
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26

証券コード 3910
2022年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル30F
株式会社 エムケイシステム
代表取締役社長 三 宅 登

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権のご行使を賜りますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日(月曜日)午後5時45分(営業終了時間)までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル31F ホワイトホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金(退職功労金)贈呈の件 |

以 上

1. 当日ご出席いただきます場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
3. 本招集ご通知に際して記載すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（アドレス <https://www.mks.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ホームページに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を重視するとともに、当事業年度の業績及び財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 8円
総額 43,419,952円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員5名が任期満了となりますので、改めて社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	三宅登 (1955年2月26日生)	1980年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1990年4月 当社 入社 1991年3月 当社 代表取締役社長 2016年10月 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表 取締役社長 2018年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表 取締役社長 兼 社長執行役員 (現任) 2018年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 兼 当社 営業統括執行役員 2019年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 兼 当社 営業統括執行役員 2020年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 (現任)	53,500株
2	石原久史 (1957年9月1日生)	1982年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1984年4月 東芝情報機器株式会社 入社 2013年4月 関東東芝情報機器システム株式会社転籍 代表取締役社長就任 2014年10月 東芝ソリューションビジネスソフトウェア株式 会社 常務取締役就任 2016年10月 東芝ソリューション販売株式会社取締役 システム開発センター長 就任 2017年10月 株式会社リバティ・ベル 入社 経営企画部・技術部部長 2020年5月 株式会社ビジネスネットコーポレーション入社 2020年6月 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締 役副社長 (現任) 2021年4月 当社 営業統括執行役員 2021年6月 当社 取締役 兼 営業統括執行役員 (現任)	—
3 ※	渡邊昌治 (1956年3月12日生)	1980年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1984年4月 東芝情報機器株式会社 入社 2016年4月 東芝アイエス・コンサルティング株式会社 入社 2019年1月 当社 入社 2020年4月 当社 システムソリューション部長 (現任) 2021年4月 当社 開発統括執行役員 (現任)	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4 ※	よし だ まさ き 吉田昌基 (1974年4月5日生)	2006年3月 株式会社リステアホールディングス 入社 2015年10月 当社 入社 2019年4月 当社 経営管理部長 2020年4月 当社 経営企画室長 2021年4月 当社 管理統括執行役員 兼 経営管理部長 (現任)	—
5	の むら こう へい 野村公平 (1948年5月12日生)	1977年4月 西川・野村法律事務所 (現 野村総合法律事務所) 設立 (現任) 1999年4月 大阪弁護士会副会長 2007年2月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2015年9月 株式会社ジェイテックコーポレーション社外監査役 (現任) 2016年6月 アルインコ株式会社社外取締役監査等委員 (現任) 2018年8月 住江織物株式会社社外取締役 (現任)	—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者野村公平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 野村公平氏は、弁護士として法務に関する豊富な知識・経験、及び上場企業の社外監査役としての経験を有しており、当社社外監査役在任期間から社外取締役である現在に至るまでに独立した立場から活発な意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は当社の業務内容に精通しており、経営陣の一員として当社の経営を監督していただくとともに、同氏に期待する役割として、独立した立場から当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に寄与いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は野村公平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していますが、野村公平氏の選任が承認された場合、同契約を継続いたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて2022年3月14日の当社取締役会決議により、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役の全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おく だ みつ ひろ 奥田充啓 (1960年5月4日生)	1984年4月 株式会社大和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 2010年4月 同行 貝塚・佐野エリア エリア営業第二部長 2012年4月 同行 大阪ローン管理部 部長 2015年10月 ディー・エフ・エル・リース株式会社 執行役員 2020年4月 当社 入社 2020年6月 当社 監査役(現任) 2020年6月 株式会社ビジネスネットコーポレーション 監査役(現任)	-
2	いし かわ かつ ひろ 石川勝啓 (1954年7月8日生)	1977年4月 神吉会計事務所 入所 1979年8月 村方武久税理士事務所 入所 1982年5月 石川勝啓税理士事務所 設立(現任) 2008年6月 当社 監査役(現任)	-
3	わた なべ やす ひこ 渡部靖彦 (1952年7月25日生)	1975年12月 監査法人中央会計事務所大阪事務所 入所 1982年8月 公認会計士登録 2008年7月 監査法人浩陽会計社 代表社員 2011年6月 ペガサス監査法人(現 ひびき監査法人) 代表社員 2013年6月 株式会社ケー・エフ・シー 社外監査役(現任) 2015年6月 当社 監査役(現任) 2015年7月 学校法人立命館 社外監事(現任) 2021年7月 渡部靖彦公認会計士事務所 代表(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 奥田充啓氏は、常勤監査役候補者であります。
 3. 石川勝啓氏及び渡部靖彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 石川勝啓氏は税理士として長年の経験を有し、その経験を通じて培った専門家としての見識からの視点に基づき当社の経営及び事業推進の監督、チェック機能を期待いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外監査役に就任して

- からの年数は、本総会終結の時をもって14年であります。
5. 渡部靖彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験、及び上場企業の社外監査役としての経験を有しており、同氏の有する高い専門的な知見により、社外監査役として、経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
 6. 当社は奥田充啓氏、石川勝啓氏及び渡部靖彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していますが、各氏の選任が承認された場合、同契約を継続いたします。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて2022年3月14日の当社取締役会決議により、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役の全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金（退職功労金）贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任される宮本妙子氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金として5,000,000円を贈呈したいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知21頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役宮本妙子氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
みやもと たえ こ子 宮 本 妙 子	2006年10月 当社 取締役就任 現在に至る。

以 上

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を促進する中で持ち直しの動きが続いているものの、変異株などの新たな脅威や、半導体不足、ロシア・ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱など、内外経済に与える影響は依然として不透明な状況です。

国内の情報サービス業界及び当社グループの関連する人事労務領域においては、政府が推進する働き方改革や新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークへの急速な取り組み、業務効率化対応に伴うDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などを背景に、企業の投資需要は引き続き増加しているものの、拡大・収束を繰り返すコロナ禍による企業業績への影響から、新規の投資に対する先送りなど、投資に対する動きには慎重さが見られました。

このような状況の中、当社グループは、オンラインセミナーやリモート会議などを積極的に活用し顧客の業務効率化並びに付加価値創造を支援し、顧客満足度をより一層高めるべく努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は売上高2,742,835千円（前期比12.5%増）、売上原価1,468,017千円（前期比18.5%増）、売上高に対する売上原価の比率53.5%（前期比2.8ポイント増加）、売上総利益1,274,818千円（前期比6.2%増）、営業利益145,411千円（前期比33.8%減）、売上高に対する営業利益の比率5.3%（前期比3.7ポイント減少）、経常利益129,544千円（前期比40.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益91,394千円（前期比33.8%減）となりました。また、当社グループが重要な経営指標と考える自己資本利益率（ROE）は、連結ベースで6.6%（前期比3.9ポイント減少）、当社単体では5.5%（前期比4.8ポイント減少）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(社労夢事業)

社労夢事業においては、働き方改革やテレワーク推進のための業務効率化の必要性を背景に、主要顧客である社会保険労務士市場のみでなく、一般法人市場においてもシステム導入意欲が高まっております。一方で、競合による新規参入が散見され、価格面も含め競争の激化が予想されます。

このような中、社労夢事業においては、社労夢 (Shalom) をはじめShalom 公式RPA [ShaRobo (社ロボ)]、公文書配布システム [Cloud Pocket] などの各製品群の品質向上と機能拡充などを図りました。社会保険労務士向けのサービスでは、主力サービスである社労夢 (Shalom) シリーズにおいて、初期費用割引キャンペーンの実施や毎年多くの引き合いにつながっているIT導入補助金の採択によりハウプランの契約件数を伸ばしました。法人企業向けサービスでは、WEB年末調整システム [eNEN] の新規受注及び利用従業員数の増加を受け、売り上げを伸ばすと共に、より確度の高い見込案件獲得のための施策として、引き続き [ITトレンド] 等へ社労夢Company Editionの掲載を行う他、周辺製品の見込み発掘のためミニセミナーを実施するなど、案件確保に努めました。

この結果、クラウドサービス売上高は、2,025,660千円 (前期比13.3%増) となりました。これは主力サービスである社労夢製品のユーザー数及び発行ID数が増加したことに伴う月額利用料の積み上がりにより、ASPサービス売上高が1,818,174千円 (前期比10.9%増) となったこと、ハウプランの契約件数を伸ばしたことなどによりシステム構築サービス売上高が207,486千円 (前期比39.3%増) となったことによります。また、システム商品販売売上高は99,437千円 (前期比3.5%減) となりました。

一方で、営業体制及び開発体制の強化に伴って積極的な採用を行ったことにより、人件費および労務費が増加しました。また、顧客獲得の増大を目的としたデジタルマーケティング強化などに伴って販売促進費等が増加しました。

以上の結果、社労夢事業の売上高は、2,156,252千円 (前期比11.7%増) となり、売上総利益は1,083,253千円 (前期比7.7%増)、営業利益は124,891千円 (前期比43.6%減) となりました。当社グループで重要な経営指標としている売上高に対する営業利益の比率は5.8% (前期比5.7ポイント減少) となりました。

(CuBe事業)

CuBe事業では、大手企業の人事総務部門向けに業務プロセスの効率化を目的として個社毎にカスタマイズしたフロントシステムの受託開発と、大手企業向け受託開発を通じて蓄積したノウハウを活かし、中小企業での利便性を実現したクラウドサービスの提供を行っております。

フロントシステムの受託開発においては、顧客となる大企業や自治体などで、働き方改革やテレワークの推進、人事制度改革を目的としたシステムの更新投資に積極的な動きが見られました。それに合わせて営業体制を強化したことから受注活動が活発化し、特に近年なかった複数の大型開発案件を提供する結果となり、売り上げを大幅に伸ばしました。一方、クラウドサービスにおいては、「GooooN」の販売ルートの開拓、新規ユーザーの獲得に努めました。

コスト面においては、開発効率の向上に努め、案件ごとの原価率削減に取り組んだ結果、利益率が前期に比べ改善することとなりました。

以上の結果、CuBe事業の売上高は615,282千円（前期比11.8%増）、売上総利益は194,558千円（前期比0.2%減）、営業利益は9,538千円（前期は5,788千円の営業損失）となりました。なお、CuBe事業の営業損失については、のれん償却額38,861千円を反映しております。

セグメント別の売上高

事業別	売上高	構成比
社 労 夢 事 業	2,136,196 千円	77.9 %
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス	2,025,003	73.9
シ ス テ ム 商 品 販 売	99,437	3.6
そ の 他 サ ー ビ ス	11,755	0.4
C u B e 事 業	606,638	22.1
合 計	2,742,835	100.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は398,619千円であり、その主な内訳は、自社製ソフトウェアの開発、インターネットデータセンター関連のサーバーの取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資のための費用として、当座貸越枠200百万円の内、126百万円を調達いたしました。また当社は、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

情報サービス業界においては、アフターコロナに向けた環境変化や働き方の変革により、企業活動におけるシステム需要が引き続き拡大していくと予想され、業務の効率化を始めとした様々な課題解決を目的とした設備投資は、必要に応じて継続されることが見込まれます。

当社グループは、中長期にわたる安定的な成長を実現するため、営業力の強化や顧客提案力の向上、開発環境の整備が課題であると認識しており、引き続き全てのサービスにおいて、導入コンサルティングからシステム構築、データの管理、運用サポートまで一貫したサービスを提供し、顧客のニーズに対応してまいります。

経営方針である、「人事労務領域総合サービスの提供」を通じ「業務を効率化し、付加価値創造を支援する」ため、サービスを革新し続け、スピード感を持って行動し、公平公正に行動することにより、更なる企業価値の向上を図ります。

(主な取り組み)

- ・ デジタルマーケティングの強化による新規見込み客の獲得
- ・ サポートの強化と顧客満足度の向上
- ・ 優秀な人材の確保と育成への取り組み
- ・ 経営資源の見直しとコストの徹底管理
- ・ 法務確認の充実、コンプライアンスの強化
- ・ 連結子会社ビジネスネットコーポレーションにおける収益率の向上

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	2,075,349千円	2,380,616千円	2,439,074千円	2,742,835千円
経 常 利 益	305,310千円	312,631千円	218,938千円	129,544千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	112,056千円	197,123千円	138,053千円	91,394千円
1株当たり当期純利益	20.65 円	36.32 円	25.44 円	16.84 円
総 資 産	1,945,393千円	2,234,739千円	2,241,946千円	2,231,942千円
純 資 産	1,164,987千円	1,304,555千円	1,402,410千円	1,424,645千円

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額(1株当たり当期純利益を除く)は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期)	第33期 (2021年3月期)	第34期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高	1,509,381千円	1,784,206千円	1,929,979千円	2,156,252千円
経 常 利 益	382,383千円	361,734千円	225,086千円	120,204千円
当 期 純 利 益	190,251千円	245,625千円	151,614千円	85,619千円
1株当たり当期純利益	35.05 円	45.25 円	27.93 円	15.78 円
総 資 産	1,842,437千円	2,258,828千円	2,281,195千円	2,279,325千円
純 資 産	1,212,380千円	1,414,445千円	1,522,607千円	1,564,806千円

- (注) 1. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額(1株当たり当期純利益を除く)は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビジネスネットコーポレーション	80,500千円	97.5%	人事総務関連業務の効率化に資する業務支援ソフトの設計・開発・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要サービス
社 労 夢 事 業	社会保険、労働保険等に関する業務を支援するソフトウェアのクラウドサービスを提供する事業
C u B e 事 業	人事総務関連業務の効率化に資するフロントシステムを開発・提供する事業

(9) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

区分	名称	所在地
当 社	本社・大阪オフィス	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル30F
	東京オフィス	東京都港区
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
	福岡オフィス	福岡県福岡市中央区
	二戸開発センター	岩手県二戸市
	松山開発センター	愛媛県松山市
株式会社ビジネスネット コーポレーション	本 社	東京都港区

(10) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
社労夢事業	111名	6名増
C u B e事業	29名	2名減
合計	140名	4名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）6名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
111名	6名増	37.4歳	4.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員6名）は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(11) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	245,503千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	133,348千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,428,000株（自己株式506株を含む。）
- (3) 株主数 2,980名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌエムファミリー	1,200,000株	22.11%
MSIP CLIENT SECURITIES	219,000株	4.04%
エムケイシステム従業員持株会	188,736株	3.48%
株式会社穂乃ハウス	140,000株	2.58%
吉田 泰 佳	137,100株	2.53%
朝倉 嘉 嗣	123,000株	2.27%
重田 康 光	122,600株	2.26%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	121,500株	2.24%
株式会社日本自動調節器製作所	100,000株	1.84%
宮本 妙 子	96,500株	1.78%

(注) 持株比率は、自己株式（506株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 宅 登	社長執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表取締役社長
取 締 役	石 原 久 史	営業統括執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役副社長
取 締 役	宮 本 妙 子	人事総務部長
取 締 役	藤 野 雅 憲	株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役
取 締 役	野 村 公 平	野村総合法律事務所代表 株式会社ジェイテックコーポレーション社外監査役 アルインコ株式会社社外取締役監査等委員 住江織物株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	奥 田 充 啓	株式会社ビジネスネットコーポレーション監査役
監 査 役	石 川 勝 啓	石川勝啓税理士事務所代表
監 査 役	渡 部 靖 彦	渡部靖彦公認会計士事務所代表 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役 学校法人立命館社外監事

- (注) 1. 取締役野村公平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役石川勝啓氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役渡部靖彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役野村公平氏並びに監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、社外取締役と監査役全員の4名との間で、会社法第423条第1項に規定される責任について、同法第427条第1項及び当社定款第31条並びに第41条の規定に基づいて責任を限定する契約を締結しております。当契約による損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて2022年3月14日の当社取締役会決議により、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役の全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月16日開催の第20回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月16日開催の第20回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員である三宅登がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各業務執行取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるよう各業務執行取締役の職責の遂行状況や業績に対する貢献度を査定のうえで、決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,990 (3,240)	72,990 (3,240)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,320 (3,720)	13,320 (3,720)	—	—	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	野村公平	当事業年度に開催された取締役会には18回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験及び専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 同氏が果たすことが期待される役割に関しては、取締役会での専門的な発言により十分果たされております。
監査役	石川勝啓	当事業年度に開催された取締役会には18回すべて、監査役会には17回すべて出席し、必要に応じ、税理士としての経験及び専門的見地から、当社の財務及び会計を中心に幅広く発言を行っております。
監査役	渡部靖彦	当事業年度に開催された取締役会には18回中17回、監査役会には17回中16回出席し、必要に応じ、公認会計士として培ってきた豊富な経験及び専門的見地、見識に基づく発言、さらには、経営全般にわたる監督、助言等の幅広い発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,056,984	流 動 負 債	751,705
現金及び預金	468,147	買掛金	61,632
売掛金	475,057	短期借入金	126,000
商品	35,267	1年内返済予定の長期借入金	197,259
仕掛品	7,096	未払金	156,920
貯蔵品	155	未払費用	16,222
前払費用	60,730	未払法人税等	8,619
未収還付法人税等	5,300	未払消費税等	17,139
その他	5,229	前受金	86,840
固 定 資 産	1,174,958	役員退職慰労引当金	5,000
有形固定資産	243,507	賞与引当金	67,789
建物	124,164	その他	8,283
車両運搬具	866	固 定 負 債	55,592
工具、器具及び備品	118,476	長期借入金	55,592
無形固定資産	740,050	負債合計	807,297
商標権	1,086	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	438,283	株 主 資 本	1,417,493
ソフトウェア仮勘定	124,583	資本金	219,110
電話加入権	1,218	資本剰余金	202,122
のれん	174,878	利益剰余金	996,759
投資その他の資産	191,400	自己株式	△499
出資金	60	非支配株主持分	7,152
差入保証金	162,956	純 資 産 合 計	1,424,645
繰延税金資産	28,285	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,231,942
その他	98		
資 産 合 計	2,231,942		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,742,835
売上原価	1,468,017
売上総利益	1,274,818
販売費及び一般管理費	1,129,406
営業利益	145,411
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	1
受取賃貸料	42,804
業務受託料	4,800
仕入割引	155
その他の	55
営業外費用	
支払利息	1,960
賃貸収入原価	38,028
支払補償費	23,700
経常利益	63,688
税金等調整前当期純利益	129,544
法人税、住民税及び事業税	129,544
法人税等調整額	34,680
当期純利益	2,209
非支配株主に帰属する当期純利益	92,654
親会社株主に帰属する当期純利益	1,259
	91,394

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	683,554	流 動 負 債	658,926
現金及び預金	201,818	買掛金	7,266
売掛金	370,896	短期借入金	126,000
商 品	35,267	1年以内返済予定の長期借入金	197,259
貯 蔵 品	155	未払金	155,488
前払費用	60,395	未払費用	12,604
その他	15,020	未払法人税等	6,730
固 定 資 産	1,595,771	未払消費税等	11,598
有形固定資産	243,010	前受金	75,303
建 物	124,164	役員退職慰労引当金	5,000
車 両 運 搬 具	866	賞与引当金	55,743
工具、器具及び備品	117,979	その他	5,931
無形固定資産	513,294	固 定 負 債	55,592
商 標 権	439	長期借入金	55,592
ソフトウェア	396,081	負 債 合 計	714,518
ソフトウェア仮勘定	115,855	純 資 産 の 部	
電話加入権	917	株 主 資 本	1,564,806
投資その他の資産	839,466	資 本 金	219,110
関係会社株式	653,685	資 本 剰 余 金	198,290
出 資 金	60	資 本 準 備 金	186,110
差入保証金	162,956	その他資本剰余金	12,180
繰延税金資産	22,665	利 益 剰 余 金	1,147,906
その他	98	その他利益剰余金	1,147,906
資 産 合 計	2,279,325	繰越利益剰余金	1,147,906
		自 己 株 式	△499
		純 資 産 合 計	1,564,806
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,279,325

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,156,252
売上原価	1,072,998
売上総利益	1,083,253
販売費及び一般管理費	958,362
営業利益	124,891
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	1
受取賃貸料	85,740
業務受託料	11,220
保険解約返戻金	31
仕入割引	155
営業外費用	
支払利息	1,960
賃貸収入原価	76,176
支払補償費	23,700
経常利益	120,204
税引前当期純利益	120,204
法人税、住民税及び事業税	32,791
法人税等調整額	1,794
当期純利益	85,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムケイシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムケイシステムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社エムケイシステム 監査役会

常勤監査役 奥田 充 啓 ㊟

社外監査役 石川 勝 啓 ㊟

社外監査役 渡部 靖 彦 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル31F ホワイトホール



交通のご案内：阪急大阪梅田駅より徒歩6分
地下鉄梅田駅・東梅田駅より徒歩6分
JR大阪駅より徒歩9分
阪神大阪梅田駅より徒歩9分

※当日は、本総会専用の駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。